

令和 5 年度

匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算書（第 2 号）

令和５年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第１条 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第１表 債務負担行為」による。

令和５年１０月３日提出

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮 内 康 幸

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
ちば消防共同指令センター指令システム更新	令和6年度から令和8年度まで	150,062

令和 5 年度

匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第 2 号）説明書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額
の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
ちば消防共同指令センター 指令システム更新	150,062			6～8	150,062		112,400		37,662